

# 自動車整備技能実習ガイドライン 概要

## 1. 経緯

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上地域等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能、技術及び知識を移転する制度（法務省、厚生労働省が所管）で、平成28年4月に自動車整備職種が追加され、本制度を活用した外国人材の受け入れを開始しています。

また、平成29年11月1日に、制度の趣旨の徹底、管理監督体制の強化、技能実習生の保護を図る観点から「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号、以下「技能実習法」という。）が施行され、同法に基づき新たな制度が開始されました。

国土交通省自動車局では、平成30年2月より、自動車整備職種における外国人技能実習制度が適切に運用される環境を確保するため、技能実習法第54条に基づき、関係省庁、実習実施者（整備工場）、監理団体等を構成員とする「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、自動車整備職種における技能実習生の受け入れの実態調査を行うとともに、監理団体による監理、実習実施者による技能実習の在り方について協議を行ってきたところです。

今般、自動車整備職種における技能実習生の受け入れの実態調査及び協議会の協議の結果を踏まえ、「自動車整備技能実習ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

## 2. ガイドラインの目的

### 〈ポイント〉

➤ 技能実習生を受け入れる監理団体、技能実習計画に基づいて技能実習を行う実習実施者及びOJTにより技能実習指導を受ける技能実習生の保護を対象としたガイドラインを作成し『推奨』することで、自動車整備職種における技能実習の適切な運営を図ることを目的としています。

- ※ 自動車整備事業では、企業単独型による受け入れが見受けられないこともあり、本ガイドラインでは団体監理型による受け入れを対象としています。
- ※ 外国人技能実習制度における受け入れ機関は、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れる企業単独型と非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型の2種類に区分されます。

### 3. ガイドラインの内容

#### (1). 技能実習生に修得等させる自動車整備作業

##### 〈ポイント〉

- 実習実施者は技能実習生に対して、(1)移行対象職種・作業で必ず行う業務（必須業務）と、(2)必須業務に関連して行われる業務等（関連業務・周辺業務）を修得させることを規定。
- また、技能実習生が必須業務、関連業務・周辺業務を行うあたり、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務（特別教育を必要とする業務）及び政令で定める危険業務（就業制限に係る業務）に従事させる場合には、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 条）等に基づく特別教育や技能講習の受講させる必要がある旨規定。

#### (2). 技能実習前の準備

##### 〈ポイント〉

- 実習実施者は、監理団体の協力の下、技能実習生を受け入れる前に、技能実習責任者の選任や外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けるなどの準備を行う必要がある旨など規定。
- 技能実習法で定められていないものの、円滑に技能実習を行う観点から、生産物賠償責任保険の契約内容や技能実習生専用の工具を購入した場合の費用負担について、事前に確認・調整を行う旨など規定。

#### (3). 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項

##### 〈ポイント〉

- 協議会において実施した訪問ヒアリング調査の結果に基づき、実習実施者が技能実習に際して、①実務に関する配慮すべき事項、②生活等に関する配慮すべき事項について規定。
- ①実務に関する配慮すべき事項として、a.自動車整備の必要性・正確性の理解、b.報告・連絡・相談のルール化、c.日本語の理解など規定
- ②生活等に関する配慮すべき事項として、a.文化の理解（習慣、風習、宗教等）、b.コミュニケーションの工夫など規定。

#### (4).技能実習生に関する保護に関する事項

##### 〈ポイント〉

- 監理団体及び実習実施者は、技能実習生の保護を図るため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止事項と、これに違反した場合の罰則に関する旨規定。
- また、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことや監理団体及び実習実施者の事情により、技能実習生に対して技能実習を継続することが困難となった場合に転籍の支援を行う旨など規定。

#### (5).監査・訪問指導

##### 〈ポイント〉

- 監理団体は、認定された技能実習計画に従って、実習実施者に対し監査及び訪問指導を行う旨規定。
- また、実習実施者を監査及び訪問指導するに際し、中立的な業務の運営を行う観点から、指定外部役員又は外部監査人による監査のいずれかの措置を講じる旨規定。

#### (6).技能実習評価試験

##### 〈ポイント〉

- 外国人技能実習制度は、OJTを通じて技能、技術及び知識を移転する制度であるため、技能実習計画において、技能実習生が、それぞれ第一号、第二号又は第三号の各段階を修了した際に、技能実習評価試験に合格することを目標に定める旨規定。
- 監理団体は、試験合格後に、余裕を持って技能実習生の在留資格変更許可申請の手続を行えるよう計画的に監理する旨規定。
- 技能実習評価試験の受験料等の費用がかかることを理由に、技能実習生の報酬の額を低くすることはできない旨規定。